



2021年6月23日版

時短・外出自粛等により影響を受けた 道内事業者の皆様への支援金の概要について

（道特別支援金B）

北海道経済部中小企業課

お問い合わせ先

北海道特別支援金コールセンター TEL：011-351-4101

受付時間8：45～17：30

（受付は平日のみ ※7月は土日祝日も対応）

※ 給付要件等は引き続き検討しており、変更となる可能性がございます。
制度の詳細については、順次ホームページ上でお知らせします。（次回は 7月1日（木）を予定）

1 道特別支援金 B の概要 (P2～3)

2 給付対象 (P4～5)

3 保存書類の例 (P6)

4 特例申請 (P7)

5 申請手続き (P8～10)

6 スケジュール (P11)

1. 道特別支援金Bの概要

道特別支援金とは？

本道では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、営業時間短縮や往来・外出自粛の要請などの対策を講じてきており、時短や休業にご協力いただいた飲食店等の取引先や外出・往来自粛等による影響を受けた全道の様々事業者の皆様に経済的な影響が及んでいることから、支援金を給付します。

道特別支援金Bとは？

4月以降、まん延防止等重点措置や緊急事態措置に伴う道の要請などにより、影響が及んでいる幅広い事業者に対する支援金として、休業・時短等の協力支援金や**国の月時支援金の対象とならない方々（前年または前々年同期比30～50%未満減少）**を対象として、「道特別支援金」に別区分の一時金（「道特別支援金B」）を設け、給付します。

4月1日から受付を開始している「道特別支援金」は、「道特別支援金A」とし、従来通り8月31日まで申請を受け付けます。

| | 売上50%以上減少 | 売上30～50%未満減少 |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和2年度 11～3月 の影響 | <p>【国の一時支援金】</p> <p>法人上限60万円 個人上限30万円</p> <p>受付終了</p> | <p>国の一時支援金の対象とならない方 (国に申請していない方を含む)</p> <p>【道特別支援金A】 (従来の道特別支援金)</p> <p>法人20万円 個人10万円</p> <p>8月31日まで受付中</p> |
| 令和3年度 4月以降 の影響 | <p>【国の月次支援金】</p> <p>法人上限20万円 個人上限10万円</p> <p>受付中 詳しくは9ページを参照願います</p> | <p>【道特別支援金B】</p> <p>法人10万円 個人5万円</p> <p>7月2日受付</p> |

※要件を満たせば道特別支援金AとBとの併給が可能です。

※道特別支援金Aと国の一時支援金は併給できません。道特別支援金Bと国の月次支援金との併給できません。

1. 道特別支援金Bの概要

概 要

4月以降、まん延防止等重点措置や緊急事態措置に伴う道の要請などにより、影響が及んでいる幅広い事業者に対する支援として、休業・時短等の協力支援金対象事業者以外で、国の月次支援金の対象とならない方々を対象に、経営持続化支援緊急特別対策事業による支援を継続することとし、この支援金に別区分の一時金を設け、給付します。

要件1

① 時短対象飲食店等との取引がある事業者

※農漁業者、飲食料品、割り箸、おしぼりなど、飲食業に提供される財・サービスの供給者

または

② 外出・往來の自粛要請等による影響を受けた事業者

※旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者、昼間営業の飲食店など、人流減少の影響を受けた事業者

要件2

2021年4月～7月のいずれかの月の売上が対前年または前々年同期比で30%～50%未満減少

※ 売上が前年の比較できない新規開業の方々等への特例措置も実施予定

※ 仮に、まん延防止等重点措置等が延長された場合は、対象月の延長を予定

給付額

中小法人等 **10万円** / 個人事業者等 **5万円**

受付期間

(予定) **2021年7月2日～9月30日**

注1：要件1の①について、**時短対象飲食店等**（2021年4月から2021年7月までの間に、北海道知事による時短・休業要請等の対象となっている事業者）**との直接・間接の取引がある事業者**が対象です。

注2：要件1の②について、**道内の外出・往來自粛要請等の影響により、人流が減少したことで売上が減少した事業者**が対象です。

注3：道特別支援金Bは**道特別支援金Aとの併給が可能です。**

注4：2021年4月から7月までの**休業・時短要請の対象である飲食店や1,000㎡を超える施設等は、時短等への協力や時短支援金の受給の有無にかかわらず、本支援金の対象外**です。

注5：道特別支援金Bは**国の月次支援金の受給者は申請出来ません。**（重複受給は不可）

2. 給付対象 ①イメージ

給付対象

1

北海道内の時短対象飲食店等との取引がある事業者

農漁業者、飲食料品店、割り箸、おしぼりなど時短等対象飲食業に提供される財・サービスの供給者を想定。

食品加工
製造事業者

飲食関連器具
備品の販売事業者

飲食品の
生産者

飲食関連の器具
備品の生産者



給付対象

2

北海道内外出・往来の自粛要請等による影響を受けた事業者

旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者、飲食店（時短対象飲食店等以外）など人流減少の影響を受けた事業者を想定。

宿泊サービスの
提供事業者

飲食店事業者
（時短対象飲食店等以外）

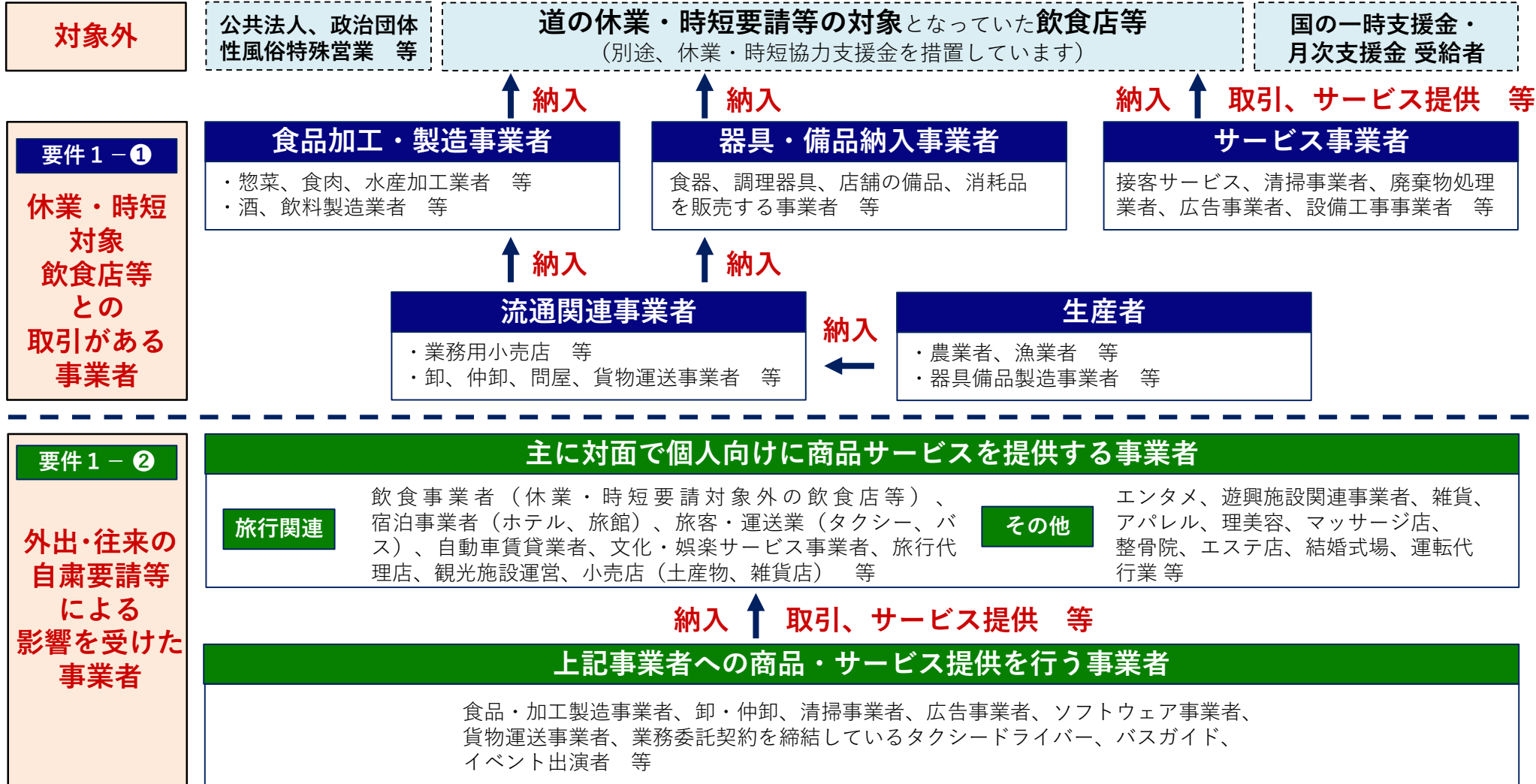
外出目的地での
商品サービス
提供事業者

移動サービスの
提供事業者



2. 給付対象 ②具体的な対象事業者の例

対象となりうる事業者の例



申請にあたっては、道の休業・時短等対象飲食店等との取引があること、または、道の外出自粛要請等の影響を受けたことにより、対象期間のいずれかの月売上が要件基準の減少であることを示す書類の保存（事務局が求めた際に提出）が必要です。

3. 保存書類の例

| 区 分 | 業種の例 (P5参照) | 保存していただく書類の例 (※提出は不要です) |
|------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>要件1 - ①</p> <p>休業・時短対象飲食店等との取引がある事業者</p> | <p>食品加工・製造事業者</p> <p>器具・備品納入事業者</p> <p>サービス事業者</p> <hr/> <p>流通関連事業者</p> <p>生産者</p> | <p>直接取引</p> <p>ポイント ①休業・時短対象飲食店等と取引していることがわかる資料</p> <p>・通帳・領収書など、休業・時短対象飲食店等と継続的に取引していることがわかる資料</p> <hr/> <p>間接取引</p> <p>ポイント ①取引先との取引が確認できる資料 ②その取引先経由で、最終的に時短対象飲食店等への納入が確認できる資料</p> <p>・通帳・領収書など、自らの取引先と継続的に取引していることがわかる資料 ・自らの取引先を經由し、最終的に時短対象飲食店等に納入されていることを確認できる資料</p> |
| <p>要件1 - ②</p> <p>外出・往來の自粛要請等による影響を受けた事業者</p> | <p>主に対面で個人向けに商品サービスを提供する事業者</p> <p>旅行関連 その他</p> <hr/> <p>上記事業者への商品・サービス提供を行う事業者</p> | <p>個人直接取引</p> <p>ポイント 個人顧客と取引していることがわかる資料</p> <p>・宿帳や現金出納帳、通帳の写しなど、個人客と継続的に取引していることがわかる資料</p> <hr/> <p>間接取引</p> <p>ポイント 取引先との取引が確認できる資料</p> <p>・通帳・領収書など、自らの取引先と継続的に取引していることがわかる資料</p> |

4. 特例申請

※必要書類及び詳細については、後日ホームページ等で公開いたします。
※内容については今後変更となる可能性があります。

ポイント

- ・ 個別の事情で給付に必要な書類が準備できない方などに向けて、各種特例を設けます。
- ・ 特例により申請される場合は、通常より審査に時間を要する可能性があります。

① 証拠書類に関する特例

(個人) 確定申告義務が無い場合は、確定申告書を住民税の申告書類で代替可能

(法人) 確定申告書が合理的な理由で提出できない場合は、税理士の署名がある事業収入を証明する書類で代替可能

② 新規開業・創業特例

2020年4月～2021年3月の期間の間に法人設立又は新規開業した場合

③ 合併特例

事業収入を比較する2つの月の間に合併を行った方

④ 事業承継特例

事業収入を比較する2つの月の間に事業承継を行なった方

⑤ 法人成り特例

事業収入を比較する2つの月の間に個人事業主から法人化した方

⑥ 季節性収入特例

月当たりの事業収入の変動が大きい方

⑦ 連結納税特例

連結納税を行なっている法人

⑧ 罹災特例

2018年又は2019年に罹災を証明する罹災証明書等を有する方

⑨ NPO法人等特例

特定非営利法人及び公益法人の場合、代替の書類で申請可能

5. 申請手続き ①必要書類

申請方法

電子申請 または 郵送申請

※お問い合わせや申請書類の修正がスムーズになり、一般的に審査期間が短縮される電子申請をお勧めします。
 ※郵送の場合は、簡易書留や一般書留、レターパックプラス（郵便物の追跡ができる方法で、かつ配達時に受け取り確認がされるもの）で郵送してください。料金不足のものについては、受付できませんので返却となります。

必要書類

- 確定申告書 : **収受日付印の付いた確定申告書の控え**※1, 2
※1 e-Taxによる申告の場合、受付日時印の印字又は受信通知メールの添付があること
 ※2確定申告義務がない場合その他合理的な事由がある場合は、住民税の申告書の控え
- 売上台帳 : 対象期間のいずれかの月売上が要件基準の減少であることがわかる**売上台帳**
- 宣誓・同意書 : 代表者又は個人事業者等が自署した宣誓・同意書
- 本人確認書類 : 運転免許証（両面）、マイナンバーカード（オモテ面のみ）等
（個人事業者等の場合）
- 履歴事項全部証明書 : 申請時から3ヶ月以内に発行された履歴事項全部証明書
（法人等の場合）
- 通帳 : 銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認可能な書類の写し

※上記のほかに、必要に応じて事務局から追加の書類を求める場合があります。

※以下の道支援金を受給されている事業者が申請する場合に、提出書類の簡素化をしております。

- ・『休業協力・感染リスク低減支援金』及び『経営持続化臨時特別支援金』
 →本人確認資料（個人の場合）、通帳の写し
- ・『道特別支援金A』
 →確定申告書・履歴事項全部証明書（法人の場合）・本人確認資料（個人の場合）、通帳の写し

★上記の申請に必要な書類に加え、6ページに例示した「時短対象飲食店等との取引」や「外出・往來の自粛要請等による影響」がわかる資料を保存していただきますようお願いいたします。

5. 申請手続き ②必要書類

※道の特別支援金Bを申請いただく前に、現在、申請を受け付けている**国の月次支援金**に該当するかどうか、ご確認をお願いいたします。

国の月次支援金

「緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金」

2021年4月以降に実施された緊急事態宣言措置・まん延防止等重点措置等に伴う飲食店等の休業・時短要請や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した事業者の皆様には支援金が給付されるものです。

要件1 緊急事態措置・まん延防止等重点措置に伴う
飲食店等の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること

要件2 2021年の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で50%以上

給付額 = (2019年又は2020年の対象月の月間売上) - (2021年の対象月の月間売上)

【中小法人等】 上限 **20** 万円 【個人事業者等】 上限 **10** 万円

申請受付期間 4月・5月分 **6月16日～8月15日** / 6月分 **7月1日～8月31日**

● **国の一時支援金事務局**にご相談、お問い合わせください

ホームページ URL : https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html

相談窓口 TEL : 0120-211-240 IP電話等からの相談 : 03-6629-0479 (※通話料がかかります)

国の月次支援金が受給
できないと判断される場合

要件を満たせば**道の特別支援金B**に申請いただくことが可能です。
※国の月時支援金と道の特別支援金Bは、どちらかのみを受給できます。

5. 申請手続き ②申請フロー

道内事業者

①申請書類を入手

- ・道庁HPからダウンロード
- ・（総合）振興局や道内の各市町村等で入手

②申請書類の準備および作成

- ・申請書
- ・確定申告
- ・対象月の売上台帳
- ・宣誓・同意書
- ・本人確認書類の写し（法人）履歴事項全部証明
- ・通帳の写し 等

③申請書類の提出

- ・電子申請の場合はHP上で必要事項の入力および資料の添付等により申請
- ・郵送申請の場合は、受付事務局に郵送で提出
- ※持参による申請は不可

⑥事務局からの問い合わせに回答

- ・事業の現況
- ・道の時短要請や外出自粛の事業への影響等を回答

⑧支援金の受領

- ・申請書に記載の銀行口座に振込
- ※本支援金は、課税対象であり確定申告の対象となり得ます。

申請

回答

個別問い合わせ

通知、振込

支援金事務局

④書面審査

- ・提出書類の確認
- ・軽微な不備修正の連絡 等

⑤事業実態等を個別に確認

- ・税理士や診断士、会計士等、外部の専門家が書類審査や電話等で事業の実態を確認
- ※無作為で抽出の上、実施予定

⑦給付決定

- ・審査完了後メールや郵送で個別に通知
- ・申請書に記載の銀行口座に振込

★令和2年度(2020年度)の道支援金*や道特別支援金Aを受給された方など、事務局で事業の実態が確認できる場合

※無作為で抽出の上、事業実態を確認することがあります。

*『休業協力・感染リスク低減支援金』もしくは『経営持続化臨時特別支援金』

6. スケジュール

(※今後変更の可能性あり)

6月23日(水)

- ・概要資料の公表(本資料)
- ・保存する書類、スケジュールなど

7月1日(木)

- ・申請の手引き、申請書類、申請要領等の公開
- ・受付開始時期の確定・公表

7月上旬

- ・郵送申請の受付開始(7月2日(金)予定)
- ・電子申請の受付開始

7月中旬

- ・申請の手引き、申請書類の市町村での配付